

平成25年12月9日

台風の接近及び大雪等に伴う対応について

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

1 登校時

生徒は、気象庁ホームページ、テレビによるデータ放送等を確認して、以下の対応をする。

- (1) みなかみ町において、大雨特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合
 - ① 午前6時30分時点で発令中のときは、自宅待機とする。
 - ② 午前8時30分までに解除されたときは、3校時より授業を行う。安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分までに解除されたときは、5校時より授業を行う。安全に留意して登校する。
 - ④ 午前10時30分の時点でも警報が解除されないときは、臨時休校とし、家庭学習を行う。
- (2) みなかみ町において、気象に関する上記以外の警報及び注意報が発令された場合
 - 安全に留意して登校する。
- (3) 通常登下校に利用している公共交通機関が運休の場合または、保護者が安全に登校できないと判断する場合
 - ① 自宅待機を認める。必ずその旨を学校へ連絡を入れる。
 - ② 午前10時30分までに運行が再開したときは、安全に留意して登校する。
 - ③ 午前10時30分時点でも運休中のときは、臨時休校とし、家庭学習を行う。運行が再開されない旨を、必ず学校へ連絡する。

2 在校時

校長は、天候を鑑みて、放課、下校について以下のとおり判断、指示する。

- (1) 公共交通機関から運休見込みの連絡が入った場合
 - 通学路の安全、運行状況が確認されたときは下校させる。
- (2) 授業を継続すれば、生徒の下校に支障が生じると判断される場合
 - ① 通学路の安全、運行状況が確認されたときは下校させる。
 - ② 通学路が危険と判断されたり、公共交通機関の運行に支障が出たときは、生徒の安全な下校方法が確認されるまで学校で待機させる。

3 その他

- (1) 特に登校については、気象庁やJR東日本等の公式発表を随時確認し、正しい情報に基づいて判断をお願いしたい。
- (2) 保護者の皆様には、学校安心メールの加入についてご配慮いただきたい。

以上